

# ○国立大学法人浜松医科大学の学章等に関する規程

(平成26年7月10日規程第63号)

改正 平成29年7月3日規程第46号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学(以下「本学」という。)の学章、シンボルマーク及びマスコットキャラクター(以下「学章等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (形状等)

第2条 学章等の形状及び色彩並びに寸法の割合等は、別に定める本学の学章等に関する運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を原則とする。

## (使用者)

第3条 学章等を使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員、職員及び学生
- (3) その他学長が使用することが適當と認めた者

## (使用範囲)

第4条 前条に定める者は、学章を次に掲げるものに使用できる。

- (1) 本学の学位記、賞状及び各種証明書等の公式の文書
- (2) 学生証及び職員証等の公式に発行するもの
- (3) その他学長が適當と認め、使用を許可したもの

2 前条に定める者は、シンボルマーク及びマスコットキャラクターを次に掲げるものに使用できる。

- (1) 本学が発行する出版物等
- (2) 本学が作成する文具類等の物品
- (3) 本学の公式ホームページ
- (4) 名刺、封筒、レターへッド及び報告発表等に用いる資料
- (5) その他学長が適當と認め、使用を許可したもの

## (遵守事項)

第5条 学章等の使用者は、この規程及びガイドラインを遵守し、本学の名誉、品位及び社会的信頼性の維持、向上に努めなければならない。

## (使用申請)

第6条 第3条第3号により学章等の使用の許可を受けようとする者は、別記様式により事前に申請しなければならない。

2 営利を目的として学章等を使用しようとする場合は、別記様式により事前に申請しなければならない。

## (使用許可)

第7条 学長は、前条により申請を受けた場合は、内容を審査の上、使用を許可するものとする。

## (第三者使用の禁止)

第8条 学章等を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

## (使用許可の取消等)

第9条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、学章等の使用停

止、使用の許可の取消又は使用物品の回収等の必要な措置を講じることができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
  - (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (3) この規程の定める事項に違反した場合
  - (4) その他学長が必要と認めた場合
- (許可を受けないで使用した場合の措置)

第10条 学長は、学章等の使用許可を受けずに使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務)

第11条 学章等の使用に関する事務は、広報室において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学章等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、シンボルマークが商標登録を受けた日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に使用されている学章であって、形状及び色彩並びに寸法の割合等がガイドラインに準拠していないものであっても、第2条の規定にかかわらず平成27年3月31日まではその使用を許可するものとする。

#### 附 則(平成29年7月3日規程第46号)

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

別記様式(第6条関係)

[別紙参照]